

「移動サービス 認定 運転者講習テキスト」をご購入いただいた皆様へ

このたび、「移動サービス 認定 運転者講習テキスト」に以下の修正を加え、「第5版」を発行いたしました。①誤字や事実誤認の訂正、②誤解を招く表現の修正・統一、③法制度の変化の反映、④汎用性の高い呼称の採用、が主な修正点です。

第4版までのテキストがお手元にある場合は、本紙を挟みこんでご使用いただく等、訂正箇所の周知にご協力いただければ幸いです。お手数ですが、なにとぞよろしく願いいたします。また、下記について、第5版でも修正を漏らしました。大変申し訳ありませんが、あわせて修正を周知していただきますようお願い申し上げます。

本テキストについて、お気づきの点がありましたら、ご指摘いただければ幸いです。

第5版 修正漏れ

p 24 本文 6 行目 誤) ①福祉法第 4 条に規定する身体障がい者
正) ①身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障がい者

2008/10/02

特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク

▼ 第5版印刷時の修正箇所 ▼ ※微細な表記の統一については省略

13頁

・「2.」3行目 「リフト付き車両」→「スロープ付き車両」に

14～16頁

- ・「STサービス」を「STS」に統一
- ・図の私的交通 「自家用車・児童二輪車」→「自家用車・自動二輪車」に
- ・STSを示す太い点線は「一般タクシー」の上に移動。
- ・年表の中を以下のとおり変更。
 - 旧) 1975年 大手自動車メーカーに呼びかけてリフト付車両
 - 新) 1977年 大手自動車メーカーに呼びかけてスロープ付車両

 - 旧) 1980年 世田谷区が軽ワゴン車に
 - 新) 1980年 世田谷区の自動車整備工場が軽ワゴン車に

20頁 参考 移動サービスに関する用語の説明

下記を差し替え

運行管理者	<u>一般的には道路運送法に基づく国家資格を指すが、本書では、サービスがニーズに沿って適正に提供されるよう、利用者からの利用申込みの受付や調整、運転者の調整、使用する車両の割り振り等を行う人を指す。多くの団体で使われている「コーディネーター」という言葉に読み替えることができる。</u>
福祉輸送	本書では、移動制約者、移動困難者を対象とし、車両を使って行なう外出支援及び輸送サービスの総称として用いる（移動サービス、福祉タクシー、介護タクシーなどを包含する）。タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業者）のうち福祉輸送事業限定許

	可を受けた事業者が行うサービスを指す場合や、車いす専用車、寝台車など、福祉車両を使った交通事業者による輸送サービスを指すこともある。
福祉タクシー	車いす・寝台（ストレッチャー）のまま乗降できる装備（リフトなど）を備えた車両を使ったタクシー（一般乗用旅客自動車運送事業）のこと。高齢者や障がい者等の移動手段を確保する目的で、自治体がタクシー会社等に運行委託したり事業補助をしたりする施策を指すこともあるが、本書では前者を指す。類似するものに、タクシー運賃補助を行う「福祉タクシー券」「タクシーチケット」交付の施策がある。
介護タクシー	ヘルパー資格を有する運転者（2種免許）が運転するタクシーのこと。介護保険適用事業所の指定を受けたタクシー事業所が、介護保険と連動した送迎を行うケースをさす場合と、タクシーのうち福祉輸送事業限定許可を受けた事業を指す場合とがある。

27頁

2行目 「視野狭窄が含まれます」→「視野狭窄、色覚異常があります」。

「●感音性難聴」の1行目 「また・・・生じることもあります」を差し替え。

「原因は、先天性の障がいや神経の病気や外傷などさまざま、原因疾患によっては、めまいなどの平衡機能障がいが生じることもあります。大きな音は健聴者並みに感じるのに、小さな音や高音はあまり聞こえないのが、感音性難聴の特徴で、補聴器を使っても効果がないことがあります。

先天性の障がい原因になっている場合は、発音の修得が難しいという問題もあります。」

下から6行目

「補聴器は必ずしも・・・やかましく聞こえるといったこともあります」を伝音性難聴の末尾に移動

30頁

下から3行目 「運行責任者」→「運行管理責任者」。

42頁

リクライニングレバーのイラストのキャプションを下記に差し替え。

「介助ブレーキのついた車いすではリクライニングレバーと介助ブレーキレバーの両方がついていることがあるので注意」

43頁

2行目 小見出し「普通型電動車いす」→「自操用標準型電動車いす」

文章冒頭に右記を挿入。「一般に電動車いすと呼ばれるものです。」

8行目 小見出し「電動カート」→「自操用ハンドル型電動車いす」

文章冒頭に右記を挿入。「ハンドル型電動車いす、シルバーカー、シニアカー、電動カート等と呼ばれます。」

14行目 小見出し「電動補助装置付車いす」→「自操用簡易型電動車いす」

文章文頭に右記を挿入。「簡易型電動車いす、電動補助装置付車いすとも呼ばれます。」

44頁

第3段落 2行目 「クランチレバー」→「クラッチレバー」

4行目 旧) このときのブレーキは電動レバーに切り替える

53頁

1行目 スロープとリフトの文章をすべて下記に差し替え。右端の写真「空気式簡易リフト」を削除。

・スロープ

段差がおおよそ 40cm 程度までの場合はスロープが便利です。スロープには、左右別々のレール型のもと、車いすの幅より広いフラット型のものがあります。多くは折りたたみや分解ができます。両者とも長さ・幅のサイズは色々あり、長さが伸長圧縮自在のものもあります。

・リフト

段差がおおよそ 60cm 程度までの場合はリフトが有効です。リフトには、設置工事が必要な据置型と持ち運びが便利な簡易型があります。対応可能な段差や駆動方法は機種によって異なります。」

55頁

② 「セダン車の座席を下げ」→「助手席や3列シートの2列目に座る場合は座席を下げ」。

57頁

「手すり付きトイレ」と「障がい者用トイレ」の写真を左に並べ、一つのキャプション「障がい者用トイレ、多目的トイレ」を付す。

60頁

末尾に以下を加筆。囲み罫つけて。

「●セダン等運転者講習を実施する際の留意点●

セダンを利用するのが適しているケースとしては、主に利用者が乗降時に軽度の介助のみ必要とするケースと、乗降時に利用者はある程度の介助を必要とするもののその必要とされる介助が安全・安心に行われるケースとに分かれます。

前のケースとしては、肢体不自由で軽度の歩行障がいの人や、杖歩行の人、視覚障がいの人、聴覚障がいの人、言語障がいの人、内部障がいの人、精神障がいの人、知的障がいの人、発達障がいの人、認知症の人等が利用する時で、乗降時の介助としては、利用者がつかまるところを声に出して示したり、見守り、必要に応じて手を貸すといった介助等が挙げられます。

後のケースとしては、重度の歩行障がいの人や要介護度が高い人等が利用する時で、乗降時には全介助等が必要となります。

本テキストでは、第4章「4. (4) セダンの乗降 (p54)」～「6. 歩行障がいがある人の介助 (p58)」で、乗降時の軽度の介助から全介助まで様々な利用者への接遇・介助方法を紹介しています。講習を行う際には、多くのケースを想定し軽度の介助から全介助まで学ぶ方法もありますが、受講者の負担が増えすぎたり講習時間が足りなくなったりしがちです。受講者や所属団体の活動等を勘案し、利用者や必要とする介助を事前に場面設定しておくといいでしょう。

なお、第3章「利用者を理解する」の3. (3) と第5章 (2) 「セダン」にも、セダンを多く利用する人の特徴や対応のポイントを説明しています。第4章では、すべての障がい・疾病について介助方法を記述していませんが、これは利用者によって必要な介助が大きく異なるためです。第3章、第5章を参考にしながら、事例や意見交換を通して利用者一人ひとりにあった介助を行う大切さを学びましょう。」

83頁

「(4)」 5行目に下記を挿入。

「訪問介護事業所等の事業者が所有する自家用自動車を使用する場合も“ぶら下がり”として使用できます。」

86頁

「(2) 経過措置」の文章を削除。

87頁

1行目に「標柱の*1~3については、下記のとおり」と挿入。

「(3) ケア輸送サービス従事者研修修了者」を削除。

89頁

<駐車禁止規制の適用除外>

2行目 旧) 障がい者などが自分で

新) 障がい者など(障害等級に限定あり)が自分で

3行目 旧) または、介護する家族、介護・福祉タクシー、福祉有償運送～

新) または、介護する家族の運転する車、介護・福祉タクシー、福祉有償運送～

6行目 旧) 要介護認定・要支援認定を受けていても対象とはなりません。

新) 要介護認定・要支援認定のみでは標章の交付対象とはなりません。

7行目 末尾で改行し、以下を挿入。現在の8行目は削除。

「また、除外標章は、公共性の高い業務に使用する車両にも交付されます(公共等用務車用除外標章)。車検証に「車いす移動車」「患者輸送車」と記載されている民間救急車、福祉タクシー又は福祉団体・施設及び介護サービス等の車両が、身体障がい者、歩行が困難な高齢者や傷病者等の輸送のために車両を使用中の場合、標章を掲出することで除外対象となります。

いずれの標章も有効期限は3年で、基本的には交付された都道府県外でも利用できます。申請手続きは、最寄の警察署でできますが、この標章を交付するのは都道府県公安委員会で、交付規準の詳細は都道府県によって異なる場合があります。」

90頁

囲みの中「⑥火災報知機から5m以内の部分」を「火災報知機から1m以内の部分」に。

以下を新設。

「(5) 後部座席のシートベルト着用義務化

改正道路交通法により2008年6月1日から後部座席を含むすべての座席について、シートベルトの着用が義務付けられました。移動サービスでは、後部座席に座った利用者にもシートベルトを着用してもらうようにしましょう。座席、補助席ともにシートベルトが付いているものと付いていないものがあります。道路交通法では、シートベルトがついている席では着用となっています。」

91頁

高齢運転者標識の文章を下記に差し替え。<参考>以下を続けて挿入。

「(6) 高齢運転者標識

「75歳以上の運転者は車両の前後に高齢者標識(マーク)を付けなければいけません。

70歳以上75歳未満の運転者は高齢者標識(マーク)を付けると良いでしょう。」



<参考>

道路交通法で定める車両に表示する標識（マーク）には、次のようなものもあります。「初心運転者標識（初心者マーク）」「高齢運転者標識（高齢者マーク）」と同様に、他の運転者は幅寄せ、割り込み、追い越しをすると道路交通違反になります。周囲にこのようなマークをつけた車が走っているときは、互いに安全運転を確保できるよう心配りをしましょう。

○身体障がい者標識

身体障がい者マークと呼ばれます。肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付けられている運転者は、肢体不自由が運転に影響を及ぼす可能性があるときに、車両の前後の見やすい位置に掲示することとされています。努力義務なので、表示しなくても罰則はありません。



○聴覚障がい者標識

聴覚障がいのあることを理由に免許に条件を付けられている運転者は、車両の前後に聴覚障がい者マークを付けなければなりません。」



9 1 頁

「7. 有料道路交通料金の割引」の文章を下記に差し替え。

「下記の2つの場合、高速道路株式会社各社（旧日本道路公団）などが管理する有料道路の通行料金が割引になります。

- (1) 重度の身体障がい者もしくは重度の知的障がい者が同乗し、介護者が運転する場合
- (2) 身体障がい者が自ら運転する場合

対象は身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けていて、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲の障がいのある人です。また、自動車の登録について「障がい者一人につき1台」「乗用自動車、もしくは定員10人以下の車いす移動車（車検証に基づく）」「個人名義のみ」といった要件があります。市区町村の窓口や福祉事務所等でこれらの要件の審査を受け手帳に登録車両の記載を受ける必要があります。以前は、車両の登録がなかったため、移動サービスの車両でも利用できる場合がありましたが、現在はほとんど利用できるケースはありません。」

9 2 頁 「8」 2 行目

旧) は、“車いす移動車”（8ナンバー）と登録されます。

新) は、改造の内容によって“車いす移動車”（8ナンバー）と登録されます。

旧) 1) 消費税は、リフトやスロープ・・・非課税になります。

新) 1) 消費税は、車いす等昇降装置および固定装置がある車両は、非課税になります。具体的には
①リフト又はスロープ+車いす固定装置（ベルト等を含む）、②回転シート+車いす収納装置、③リフトアップシート+車いす固定装置のいずれかの場合です。

旧) 架装が施されていても5ナンバーの場合

新) 架装が施されていても普通車（5ナンバー）としての登録の場合

以上